

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成28年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	354,056,516	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式であります。単元株式数は100株であります。
計	354,056,516	同左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成22年6月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	934	874
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,400	87,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1株当たり 1,375	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月1日 至 平成28年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,375 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	1)新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2)新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点に在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使できないものとする。 4)その他の権利行使の条件は、「平成22年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年12月19日 (注)	1,603	354,056	2,291	64,936	2,290	154,367

(注) 平成18年12月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式総数が1,603千株、資本金が2,291百万円及び資本準備金が2,290百万円増加しました。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	71	40	697	494	12	27, 293	28, 607	－
所有株式数 （単元）	－	1, 000, 122	91, 718	1, 402, 189	748, 711	192	287, 997	3, 530, 929	963, 616
所有株式数の 割合（％）	－	28. 32	2. 60	39. 71	21. 20	0. 01	8. 16	100. 00	－

- (注) 1. 当社所有の自己株式は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄に、それぞれ19,927単元及び35株含まれております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7単元及び76株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
トヨタ自動車(株)	豊田市トヨタ町1番地	76,368	21.57
(株)豊田自動織機	刈谷市豊田町2丁目1番地	39,365	11.12
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	22,058	6.23
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	14,245	4.02
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	8,098	2.29
三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	6,000	1.69
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	4,249	1.20
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	4,087	1.15
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	4,049	1.14
日本生命保険(相)	大阪府中央区今橋3丁目5番12号	3,522	0.99
計	—	182,046	51.42

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2, 232, 300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 350, 860, 600	3, 508, 606	同上
単元未満株式	普通株式 963, 616	—	同上
発行済株式総数	354, 056, 516	—	—
総株主の議決権	—	3, 508, 606	—

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の株式が35株含まれております。
3. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が69株あります。なお、当該株式数は「単元未満株式」の欄に含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
豊田通商(株)	名古屋市中村区名駅4丁目9番8号	1, 992, 700	—	1, 992, 700	0. 56
日本合成洗剤(株)	大阪府八尾市跡部南の町2丁目2番4号	19, 900	—	19, 900	0. 01
第一屋製パン(株)	東京都小平市小川東町3丁目6番1号	13, 500	—	13, 500	0. 00
播州調味料(株)	兵庫県姫路市野里948番地	3, 400	—	3, 400	0. 00
KPX Holdings Co., Ltd.	Seoul, Korea	—	202, 800	202, 800	0. 06
計	—	2, 029, 500	202, 800	2, 232, 300	0. 63

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
実質株主が外国法人であるため	CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT	Seoul, Korea

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を無償で発行することにより、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社関係会社取締役に対して付与することを平成22年6月25日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次の通りです。

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役、執行役員 42名 理事・上級経営職 264名 当社関係会社取締役 29名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,200,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前営業日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日から平成28年7月31日までとする。
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権の権利行使は1個単位とする。 2) 新株予約権者は、権利行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点に在籍していた会社における取締役、執行役員または従業員等の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が退任または退職等により、その地位を失った日から1年6か月に限り、新株予約権を行使することができる。 3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使できないものとする。 4) その他の権利行使の条件は、「平成22年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	12,738	38,411,913
当期間における取得自己株式	727	1,816,713

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)				
ストック・オプションの権利行使によるもの	158,400	228,926,700	6,000	8,250,000
単元未満株式の買増請求によるもの	466	1,380,095	39	92,430
保有自己株式数	1,992,735	—	1,987,423	—

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使及び単元未満株式の買増請求による処分株式、並びに単元未満株式の買取請求による取得株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の配当方針については、のれん償却前当期純利益に対する連結配当性向25%を目指して、安定的継続的に株主還元を実施していくこととしております。

当事業年度においてはのれん償却前当期純損失となるものの、当事業年度末の配当金については、1株につき31円、中間配当金（1株につき31円）と合わせ、年間では62円といたしました。

内部留保については、将来にわたる株主利益を確保するため、企業体質の一層の充実、強化ならびに今後の事業展開のための投資に充当いたしたく存じます。

なお、当社は将来の機動的な利益配分にも対応できるよう「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、当面は従来どおり、年2回の配当を継続したいと考えております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当（基準日：毎年3月31日）については株主総会、中間配当（基準日：毎年9月30日）については取締役会であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成27年10月30日 取締役会決議	10,913	31.00
平成28年6月23日 定時株主総会決議	10,913	31.00

4 【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高（円）	1,737	2,570	3,175	3,350	3,525
最低（円）	1,178	1,393	2,230	2,374	2,079

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高（円）	2,885	2,990	2,955	2,873	2,761	2,659
最低（円）	2,478	2,669	2,724	2,429	2,079	2,229

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性19名 女性2名 (役員のうち女性の比率9.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		小澤 哲	昭和24年8月5日生	昭和49年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 平成15年6月 トヨタ自動車㈱常務役員 平成19年6月 同社専務取締役 平成22年5月 同社取締役副社長 平成27年6月 当社取締役会長 (現職) (主要な兼職) Toyota Tsusho (Taiwan) Co., Ltd. 董事長	平成28 年6月 から1 年	10
取締役社長 (代表取締役)		加留部 淳	昭和28年7月1日生	昭和51年4月 当社入社 平成11年6月 当社物流部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役社長 (現職)	平成28 年6月 から1 年	46
取締役副社長 (代表取締役)		浅野 幹雄	昭和27年7月29日生	昭和50年4月 当社入社 平成10年3月 当社非鉄金属部長 平成15年6月 当社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役 平成23年6月 当社取締役副社長 (現職)	平成28 年6月 から1 年	75
取締役副社長 (代表取締役)		横井 靖彦	昭和29年1月26日生	昭和52年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 平成13年1月 トヨタ自動車㈱海外企画部 計画室長 (部長級) 平成18年6月 同社常務役員 平成21年6月 当社専務取締役 平成24年6月 当社取締役副社長 (現職)	平成28 年6月 から1 年	44
取締役副社長 (代表取締役)		山際 邦明	昭和29年4月23日生	昭和52年4月 当社入社 平成12年4月 当社人事部長 平成15年2月 ㈱トーマン経営企画部長 平成17年6月 同社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役 平成27年4月 当社取締役副社長 (現職)	平成28 年6月 から1 年	49

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	化学品・エレクトロニクス本部長	松平 惣一郎	昭和29年11月3日生	昭和52年4月 当社入社 平成12年4月 当社情報電子部長 平成17年6月 当社取締役 平成18年4月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役（現職）	平成28年6月から1年	38
専務取締役		服部 孝	昭和30年1月22日生	昭和53年4月 当社入社 平成13年3月 Toyota Tsusho (Africa) Pty.Ltd. 社長（部長級） 平成18年4月 当社執行役員 平成23年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社常務取締役 平成27年4月 当社専務取締役（現職）	平成28年6月から1年	34
専務取締役	グローバル部品・ロジスティクス本部長	大井 祐一	昭和29年8月17日生	昭和53年4月 当社入社 平成13年3月 当社物流部グループリーダー（部長級） 平成18年4月 当社執行役員 平成23年6月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社常務取締役 平成27年4月 当社専務取締役（現職）	平成28年6月から1年	35
専務取締役	食料・生活産業本部長	三浦 芳樹	昭和30年5月7日生	昭和53年4月 当社入社 平成14年3月 Toyota Tsusho (Australasia) Pty.Ltd. 社長（部長級） 平成20年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社常務取締役 平成27年4月 当社専務取締役（現職）	平成28年6月から1年	27
常務取締役	コーポレート本部長	柳瀬 英喜	昭和31年10月2日生	昭和54年4月 当社入社 平成13年3月 当社非鉄金属部主査（部長級） 平成21年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社常務取締役（現職）	平成28年6月から1年	46
常務取締役	機械・エネルギー・プラントプロジェクト本部長	日高 俊郎	昭和32年6月8日生	昭和56年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 平成25年4月 トヨタ自動車㈱常務役員 平成27年4月 当社顧問 平成27年6月 当社常務取締役（現職）	平成28年6月から1年	7
常務取締役	金属本部長	村田 稔	昭和30年12月17日生	昭和54年4月 当社入社 平成13年3月 当社鋼板部副部長（部長級） 平成19年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成28年6月 当社常務取締役（現職）	平成28年6月から1年	25
常務取締役	自動車本部長	貸谷 伊知郎	昭和34年4月25日生	昭和58年4月 当社入社 平成17年3月 当社自動車企画部副部長（部長級） 平成23年6月 当社執行役員 平成27年4月 当社常務執行役員 平成28年6月 当社常務取締役（現職）	平成28年6月から1年	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		高橋 治朗	昭和 7 年11月20日生	昭和36年 4 月 名港海運㈱入社 昭和49年 5 月 同社取締役業務部長 昭和52年 6 月 同社常務取締役 昭和55年 6 月 同社専務取締役 平成元年 6 月 同社取締役副社長 平成 5 年 6 月 同社代表取締役副社長 平成 7 年 6 月 同社代表取締役社長 平成13年 6 月 同社代表取締役会長（現職） 平成26年 6 月 当社取締役（現職）	平成28 年 6 月 から 1 年	—
取締役		川口 順子	昭和16年 1 月14日生	昭和40年 4 月 通商産業省（現経済産業省） 入省 平成 2 年 2 月 通商産業省通商政策局経済協力 部長 平成 2 年 8 月 在アメリカ合衆国日本国大使館 公使 平成 4 年 6 月 通商産業大臣官房審議官 平成 5 年 9 月 サントリー㈱常務取締役 平成12年 7 月 国務大臣環境庁長官 平成13年 1 月 環境大臣 平成14年 2 月 外務大臣 平成16年 9 月 内閣総理大臣補佐官 平成17年10月 参議院議員 平成25年11月 明治大学国際総合研究所特任 教授（現職） 平成26年 6 月 当社取締役（現職） 平成27年 6 月 石油資源開発㈱取締役（現職）	平成28 年 6 月 から 1 年	0
取締役		藤沢 久美	昭和42年 3 月15日生	平成 7 年 4 月 ㈱アイフィス代表取締役 平成12年 6 月 ㈱ソフィアバンク取締役 平成17年 4 月 法政大学大学院客員教授 一般社団法人投資信託協会理事 （現職） 平成18年 6 月 トレンダーズ㈱監査役 平成18年 7 月 シンメトリー・ジャパン㈱ 取締役 平成23年 6 月 日本証券業協会公益理事 （現職） 平成24年 2 月 ㈱東日本大震災事業者再生支援 機構取締役 平成25年 6 月 ㈱静岡銀行取締役（現職） ミュージックセキュリティーズ ㈱監査役 平成25年 8 月 ㈱ソフィアバンク代表取締役 （現職） 平成26年 6 月 当社取締役（現職） ㈱サイネックス取締役（現職） 平成28年 5 月 ㈱クリーク・アンド・リバー取 締役（現職）	平成28 年 6 月 から 1 年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		志治 芳弘	昭和30年10月14日生	昭和53年4月 当社入社 平成13年3月 当社車両部品部長 平成26年4月 当社理事 平成26年6月 当社常勤監査役（現職）	平成26 年6月 から4 年	14
常勤監査役		塩崎 泰司	昭和32年5月21日生	昭和55年4月 当社入社 平成14年3月 当社経営企画部グループリーダ ー（部長級） 平成26年4月 当社理事 平成27年6月 当社常勤監査役（現職）	平成27 年6月 から3 年	8
監査役		豊田 鐵郎	昭和20年8月23日生	昭和45年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 平成3年6月 ㈱豊田自動織機製作所取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成14年6月 ㈱豊田自動織機取締役副社長 平成17年6月 同社取締役社長 平成20年6月 当社監査役（現職） 平成25年6月 ㈱豊田自動織機取締役会長 （現職）	平成28 年6月 から4 年	4
監査役		田島 和憲	昭和21年12月18日生	昭和46年10月 監査法人伊東会計事務所入所 昭和63年6月 同所代表社員 平成12年7月 同所所長 平成13年1月 中央青山監査法人 名古屋事務所長 平成19年8月 あずさ監査法人名古屋事務所長 平成21年6月 同所退所 平成21年7月 田島和憲公認会計士事務所長 （現職） 平成22年6月 当社監査役（現職）	平成26 年6月 から4 年	—
監査役		桑野 雄一郎	昭和41年5月18日生	平成5年4月 弁護士登録 平成14年4月 警察大学校講師（現職） 平成15年4月 東京藝術大学音楽学部・同大学 院非常勤講師（現職） 平成15年9月 骨董通り法律事務所設立 （現職） 平成17年6月 株式会社昭文社監査役（現職） 平成21年4月 島根大学大学院法務研究科教授 （現職） 平成24年11月 文部科学省原子力損害賠償紛争 解決センター特別委員（現職） 平成26年4月 山梨学院大学法科大学院講師 （現職） 平成27年4月 成蹊大学法科大学院講師 （現職） 平成28年6月 当社監査役（現職）	平成28 年6月 から4 年	—
計						473

- （注） 1. 取締役 高橋治朗、川口順子及び藤沢久美の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 豊田鐵郎、田島和憲及び桑野雄一郎の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社では、全社経営と業務執行の分離により、経営のスピード化とコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的に、平成18年4月より執行役員制度を導入しております。
- なお、常務執行役員11名、執行役員は24名です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、豊田通商グループ基本理念において、「人・社会・地球との共存共栄をはかり、豊かな社会づくりに貢献する価値創造企業を目指す」ことを企業理念として掲げ、よき企業市民としてこの理念を適法・適正に実現するための原則的な行動規範として、「行動指針」を定めております。

この基本理念にのっとり、「会社の業務の適正を確保する体制」を整備することによって、当社グループ固有の価値観・信念・日々の行動原則である「豊田通商グループウェイ」を継承・深化させ、顧客視点での価値創造を推進し、豊田通商グループの社会的使命を果たすことを目的に、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

この基本方針を基に、さらなる経営の効率化、透明化、遵法の徹底、並びに財務体質の健全化を積極的に推進してまいります。また、広く当社グループをご理解頂くために、広報・IR活動の一層の充実を図ってまいります。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

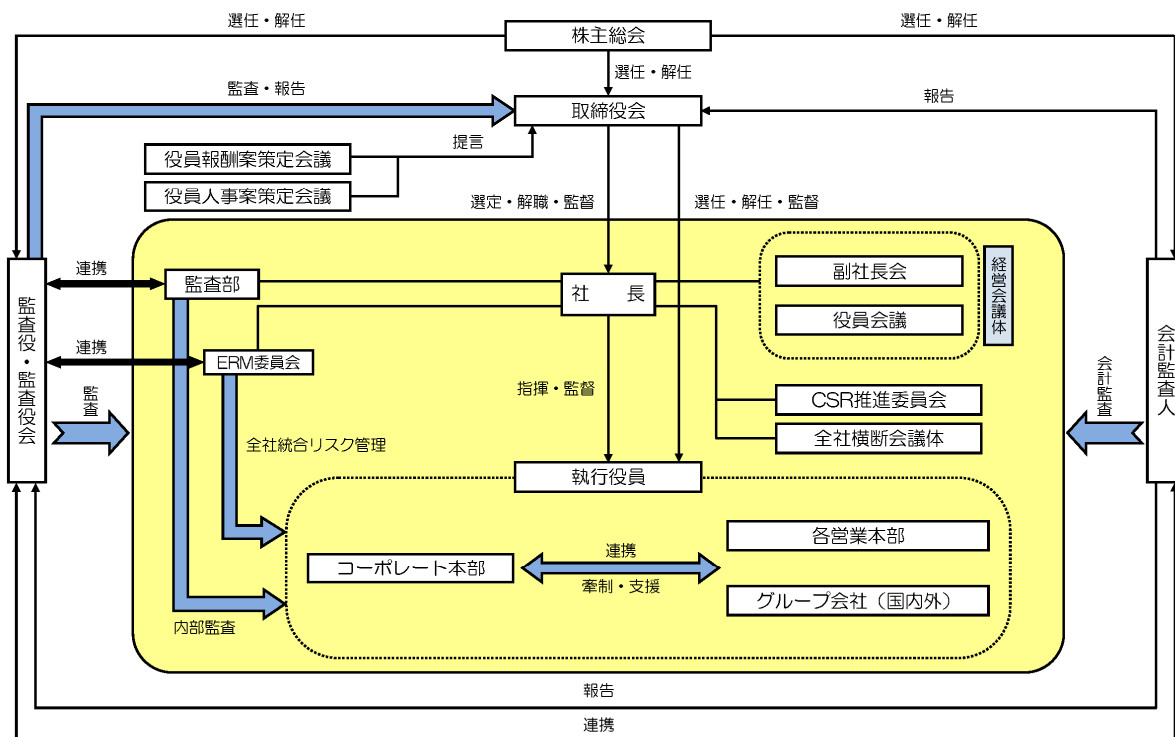
当社の取締役は16名となっており、うち3名は社外取締役です。取締役の職務執行の監査において監査役制度を採用し、株主総会で選任された監査役5名によって行われており、そのうち3名は社外監査役であります。

また、本部制による連結経営を推進しており、現在営業6本部、コーポレート本部の計7本部の組織編成になっております。各本部の本部長は、取締役から選任されており、全社経営と担当本部の職務執行の両面から状況を把握する役割を担っており、役員会議等により、迅速な情報の伝達と共有を行っております。

なお当社は、執行役員制度を導入しており、取締役は全社経営に、執行役員は本部経営に専念することで意思決定を迅速化し、経営の効率化を図っております。また、全社経営（取締役）と本部における職務執行（執行役員）の分離によって、取締役会による職務の執行状況の監督機能を強化し、権限と責任の明確化、内部統制の強化を推進しております。

その他、全社横断的な検討課題については、全社横断会議体を設け、取締役及び執行役員によって経営課題毎に検討し、必要に応じて取締役会に諮っております。

コーポレート・ガバナンスの体制（平成28年6月現在）



ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役設置会社体制を基礎としていますが、下記による経営の健全性確保を図るため、現状の体制を採用しています。

- ・ 社外取締役による専門的・客観的視点を反映した適切な意思決定と経営監督の強化
- ・ 社外監査役による専門的視点・株主視点からの取締役の職務執行の監査・牽制の強化
- ・ 執行役員制度による意思決定の迅速化・効率化

ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月開催し、基本的に全取締役及び全監査役が出席し、取締役間の監視・監督、また監査役による取締役の職務執行の監査を行っております。

また、毎月2回副社長以上が出席する副社長会や、毎月1回取締役、執行役員及び常勤監査役が出席する役員会議において、業務執行に係る報告、情報交換や打ち合わせを定期的に行っております。

「企業の社会的責任」への取り組みとしては、「CSR推進委員会」を設置し、企業活動全般における企業倫理面並びに法律面からの取り組みに加え、環境問題、社会貢献活動、安全衛生、人権、メンタルヘルスケア、危機管理などにつき、重点的に対応・取り組みを進めてまいりました。そうした取り組み内容をとりまとめ、アニュアルレポートとCSRレポートを統合した「統合レポート」を発行しております。従業員には、当社の企業理念に基づく行動指針を明示した行動倫理ガイド・携帯版小冊子等を配布し、周知徹底を図っております。加えて社内及び社外弁護士への相談窓口を設置し、自浄作用、問題点の早期発見と早期対応がとれる体制を整備しております。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

リスクマネジメントについては、全社統合リスク管理を行うERM部（エンタープライズリスクマネジメント部）を設置し、当社グループ全体のリスクにつき、各部署・各グループ会社との連携により、連結ベースでのリスクマネジメント体制の構築、強化を図っております。当社の業務執行との係りにおいて、特に留意を要する事業投資リスク、信用リスク、市場リスク、労働安全衛生及び環境保全に関するリスクについては、管理規程あるいはガイドラインを整備し、リスクの適切な把握と管理を実施しております。更に、財務系リスクの管理については、リスクアセットの計測を実施し、当社連結ベースでのリスクアセット総量とリスク許容量との均衡を図ることに取り組んでおります。

なお、ERM委員会において、上記に記載のリスクに関する全社的な把握と問題の発見に努め、必要な対策を推進しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、監査部が、当社内部監査規程に則し、社長承認を得た監査方針及び計画に基づいて、当社及び当社グループ会社を対象に監査を実施しております。当社監査役とは毎月会合をもち、監査結果の報告や意見交換を行い、監査の品質向上と効率化に努めております。また、監査部は内部監査以外に、内部統制に関わる業務も実施しており、監査役とは上記の会合において定期的に意見交換等を行っております。

監査役監査については、株主総会で選任された監査役5名（常勤2名、非常勤社外監査役3名）により構成される監査役会で承認された監査方針及び計画に基づき、コンプライアンスの対応、リスク管理体制を中心とした内部統制状況を重点として取締役の職務執行の監査が実施されております。また、会計監査人の監査結果の相当性についても監査が行われております。

なお、社外監査役田島和憲氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 会計監査の状況

会計監査については、PwCあらた監査法人を選任しております。同監査法人には通常の会計監査を受けているほか、監査人の独立性を損なわない範囲内で経営及び組織的な問題点において、適宜アドバイスを受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
業務執行社員 木内 仁志	PwCあらた監査法人
業務執行社員 山上 真人	PwCあらた監査法人
業務執行社員 椎野 泰輔	PwCあらた監査法人

上記の業務を執行した公認会計士の各氏とも、当社の監査業務を連続して7年を超えて行っておりません。

なお、この他当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士18名、その他22名であります。

④ 社外取締役及び社外監査役

イ. 社外取締役及び社外監査役の人数

当社の社外取締役は取締役16名中3名、社外監査役は監査役5名中3名であります。

ロ. 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針を特に設けておりませんが、選任にあたっては、国内証券取引所が定める独立性に関する諸規定を参考に、経歴や当社との関係を踏まえ、判断しております。

ハ. 社外取締役と当社との関係、選任理由、及びその独立性

氏名	当社との関係	選任理由及び独立性
高橋 治朗	当社の取引先である名港海運㈱の代表取締役会長を務めておりますが、取引額は当社の売上高の1%未満であり、その規模・性質等に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	名港海運㈱において長年にわたり経営者を務め、また名古屋商工会議所会頭の経験を有しております。これらの経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、選任しております。同氏と当社との間の関係は一般株主の利益に相反する恐れがないと判断し、国内証券取引所の定める独立役員として指定しています。
川口 順子	取引関係、社外役員の相互就任関係、及び寄付関係はありません。	環境大臣、外務大臣などの要職を歴任し、またサントリー㈱常務取締役（生活環境部担当）の経験を有しております。これらの環境問題や国際的な政治・経済動向に関する高度な専門的見識を当社の経営に反映いただくため、選任しております。同氏と当社との間には特別な関係は無いことから、国内証券取引所の定める独立役員として指定しています。
藤沢 久美	取引関係、社外役員の相互就任関係、及び寄付関係はありません。	投資信託評価会社を起業し代表取締役を務めたほか、㈱ソフィアバンクの設立に参画し現在その代表取締役を務めております。また経済産業省、金融庁等政府関係の多くの公職にも就いております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただくため、選任しております。同氏と当社との間には特別な関係は無いことから、国内証券取引所の定める独立役員として指定しています。

二．社外監査役と当社との関係、選任理由、及びその独立性

氏名	当社との関係	選任理由及び独立性
豊田 鐵郎	当社の主要株主である㈱豊田自動織機の取締役会長に就任しております。当社と同社の間では様々な営業上の取引がありますが、価格その他の取引条件につきましては、個別に交渉の上、一般取引と同様に決定しております。	事業上の重要な取引先の役員を兼ねており、当社事業に対する広い見識と深い理解及び株主視点により適切な取締役の執行監視・牽制をいただくため、選任しています。
田島 和憲	取引関係、社外役員の相互就任関係、及び寄付関係はありません。	公認会計士として会計及び監査に精通されており、その分野における豊富な経験と専門知識から中立的・客観的な視点で適切な取締役の執行監査・牽制をいただくため、選任しております。同氏と当社との間には特別な関係は無いことから、国内証券取引所の定める独立役員として指定しています。
桑野 雄一郎	取引関係、社外役員の相互就任関係、及び寄付関係はありません。	弁護士として長年にわたり活躍され、その分野における豊富な経験と専門知識から中立的・客観的な視点で適切な取締役の執行監査・牽制をいただくため、選任しております。同氏と当社との間には特別な関係は無いことから、国内証券取引所の定める独立役員として指定しています。

ホ．責任限定契約の概要

当社は、社外取締役3名及び社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員の区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	544	544	—	—	15
監査役 (社外監査役を除く。)	85	85	—	—	3
社外役員	75	75	—	—	6

- (注) 1. 上記には、平成27年6月23日開催の第94回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 平成19年6月26日開催の第86回定時株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は月額90百万円であります。
3. 平成26年6月20日開催の第93回定時株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は月額16百万円であります。

ロ. 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等
該当者はおりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当者はおりません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、会社業績、会社を取り巻く経営環境などを総合的に勘案の上、「役員報酬案策定会議」の意見を参考に取締役会が決定しております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において一般情勢・責任等を勘案し、監査役会の協議によって決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計

419銘柄 214,020百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度(平成27年3月31日)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)豊田自動織機	15,294,053	105,223	取引関係の維持・強化のため
Indus Motor Company Ltd.	9,825,000	11,867	取引関係の維持・強化のため
(株)ジェイテクト	5,969,661	11,199	取引関係の維持・強化のため
PT Astra Otoparts Tbk.	236,167,000	7,821	取引関係の維持・強化のため
Ton Yi Industrial Corp.	88,549,987	7,432	取引関係の維持・強化のため
トヨタ紡織(株)	4,367,100	6,568	取引関係の維持・強化のため
(株)小糸製作所	1,307,150	4,725	取引関係の維持・強化のため
ハウス食品(株)	1,516,000	3,820	取引関係の維持・強化のため
スズキ(株)	882,209	3,186	取引関係の維持・強化のため
KPX Chemical Co., Ltd.	486,598	3,067	取引関係の維持・強化のため
Sheng Yu Steel Co., Ltd.	36,734,988	3,019	取引関係の維持・強化のため
日野自動車(株)	1,502,500	2,576	取引関係の維持・強化のため
ライオン(株)	3,506,000	2,566	取引関係の維持・強化のため
(株)竹内製作所	471,140	2,563	取引関係の維持・強化のため
(株)デンソー	430,067	2,358	取引関係の維持・強化のため
三井製糖(株)	5,000,000	2,110	取引関係の維持・強化のため
(株)日本触媒	1,116,000	1,967	取引関係の維持・強化のため
Tube Investments of India Limited	2,700,000	1,913	取引関係の維持・強化のため
明治ホールディングス(株)	129,500	1,897	取引関係の維持・強化のため
ダイハツ工業(株)	930,000	1,709	取引関係の維持・強化のため
(株)マキタ	262,603	1,638	取引関係の維持・強化のため
大豊工業(株)	1,071,000	1,514	取引関係の維持・強化のため
丸一鋼管(株)	512,279	1,457	取引関係の維持・強化のため
アイシン精機(株)	322,130	1,404	取引関係の維持・強化のため
豊田合成(株)	484,519	1,301	取引関係の維持・強化のため
昭和産業(株)	2,787,000	1,287	取引関係の維持・強化のため
共和レザー(株)	1,554,000	1,198	取引関係の維持・強化のため
東海旅客鉄道(株)	50,000	1,087	取引関係の維持・強化のため
キムラユニティ(株)	1,000,000	1,020	取引関係の維持・強化のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	300,456	1,012	取引関係の維持・強化のため

当事業年度(平成28年3月31日)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)豊田自動織機	15,294,053	77,387	取引関係の維持・強化のため
Indus Motor Company Ltd.	9,825,000	10,051	取引関係の維持・強化のため
(株)ジェイテクト	5,969,661	8,715	取引関係の維持・強化のため
トヨタ紡織(株)	4,367,100	8,009	取引関係の維持・強化のため
(株)小糸製作所	1,307,150	6,666	取引関係の維持・強化のため
Ton Yi Industrial Corp.	88,549,987	4,648	取引関係の維持・強化のため
ライオン(株)	3,506,000	4,449	取引関係の維持・強化のため
PT Astra Otoparts Tbk.	236,167,000	3,834	取引関係の維持・強化のため
ハウス食品(株)	1,516,000	3,189	取引関係の維持・強化のため
スズキ(株)	882,209	2,656	取引関係の維持・強化のため
KPX Chemical Co., Ltd.	486,598	2,557	取引関係の維持・強化のため
三井製糖(株)	5,000,000	2,510	取引関係の維持・強化のため
Sheng Yu Steel Co., Ltd.	36,734,988	2,436	取引関係の維持・強化のため
明治ホールディングス(株)	259,000	2,343	取引関係の維持・強化のため
(株)デンソー	430,067	1,945	取引関係の維持・強化のため
(株)マキタ	262,603	1,832	取引関係の維持・強化のため
日野自動車(株)	1,502,500	1,828	取引関係の維持・強化のため
Tube Investments of India Limited	2,700,000	1,776	取引関係の維持・強化のため
丸一鋼管(株)	512,279	1,580	取引関係の維持・強化のため
日本製粉(株)	1,610,582	1,489	取引関係の維持・強化のため
ダイハツ工業(株)	930,000	1,474	取引関係の維持・強化のため
共和レザー(株)	1,554,000	1,387	取引関係の維持・強化のため
アイシン精機(株)	322,130	1,365	取引関係の維持・強化のため
昭和産業(株)	2,787,000	1,298	取引関係の維持・強化のため
(株)日本触媒	223,200	1,278	取引関係の維持・強化のため
大豊工業(株)	1,071,000	1,245	取引関係の維持・強化のため
フジ日本精糖(株)	2,459,000	1,106	取引関係の維持・強化のため
キムラユニティ(株)	1,000,000	1,106	取引関係の維持・強化のため
豊田合成(株)	484,519	1,052	取引関係の維持・強化のため
(株)淀川製鋼所	420,000	1,003	取引関係の維持・強化のため

- ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当銘柄はありません。

⑦ 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

イ. 取締役の定数

当社の取締役は、25名以内とする旨を定款に定めております。

ロ. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

イ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

ロ. 剰余金の配当等

当社は、将来の機動的な利益還元にも対応できるようにするため、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	監査証明業務に基づく 報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報 酬 (百万円)	監査証明業務に基づく 報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報 酬 (百万円)
提出会社	277	29	288	61
連結子会社	202	1	196	1
計	479	31	484	63

② 【その他重要な報酬の内容】

特記すべき事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に関するアドバイザリー業務等を委託しております。

当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に関するアドバイザリー業務等を委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。